

【旅行業務取扱管理者試験の事務の代行について】

1. 制度の概要

旅行者又は旅行者代理業者は、営業所ごとに、一人以上の「旅行業務取扱管理者」を選任して、取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項についての管理及び監督に関する事務を行わせることが義務付けられている。

2. 指定、登録等の基準

○旅行業法

(試験事務の代行)

第六十九条 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第十一条の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○旅行業法施行規則

(試験事務の代行)

第六十七条 旅行業協会は、法第六十九条第一項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 試験事務を行なう事務所の所在地
- 三 試験事務を統括する役員の氏名
- 四 試験事務の実施に関する計画の概要

3. 指定を受けている法人

| 法人の名称 | 指定の時期 | 法人の所在地及び連絡先 | 指定の理由 |
|-------------------|---------|---|--------------------|
| 一般社団法人 日本旅行業協会 | 昭和47年4月 | 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階 03-3592-1271 | 上記基準に適合すると認められたため。 |
| 一般社団法人 全国旅行業協会 | 昭和47年4月 | 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスタイーストビル 03-6277-8310 | 上記基準に適合すると認められたため。 |